

安全学の源流

—『安全学索隠』を読む—

Origin of Societal Safety Studies

—Reading “ANZENGA KU SAKUIN (Search for Societal Safety Studies)”—

関西大学 社会安全学部

西村 弘

Faculty of Societal Safety Sciences,
Kansai University

Hiroshi NISHIMURA

SUMMARY

Written in 1986 by Emiko Kanoshima, “ANZENGA KU SAKUIN (Search for Societal Safety Studies)” is a classic of societal safety studies in Japan. There has never been a full-scale work related to safety in general, not safety about something. At that time, the basic concepts related to safety such as “ANZEN (safety, security, etc.)”, “KIKEN (risk, danger, etc.)”, and “GAIDOKU (harm, poison, etc.)” were slightly different depending on the field. This book organized these terms and unified the semantic content. Based on this conceptual arrangement, this book discussed how the organization and system to keep safe should be. This paper introduced the outline of this book and clarified the implications it gives to today’s societal safety studies.

Key words

ANZENGA KU (Societal Safety Studies), ANZEN (safety, security, etc.), KIKEN (risk, danger, etc.), GAIDOKU (harm, poison, etc.)

1. はじめに

日本学術会議が「安全学の構築に向けて」と題する報告書を出したのは2000年であった。以来、「広い立場から安全問題に対処する学」の必要性が認められ、2010年には関西大学社会安全学部が誕生する。2018年には同学部編の『社会

安全学入門—理論・政策・実践—』（ミネルヴァ書房）と、その英語版 *Science of Societal Safety* (Springer) も出版される。今日、書名に「安全学」が入る書物は珍しくなくなりつつある。

しかし、辛島恵美子の『安全学索隠—安全の意味と組織—』（八千代出版、346頁）が出

版された1986年当時、安全に関するわが国の研究蓄積はなきに等しかった。目にするのは交通の安全や労働の安全、国の安全等々、何かの安全についてのものであって、それらすべてに共通する安全とは何か、という本質的探求はなかったのである。「安全学」という言葉は、学問世界にはまだなかった。「安全学」と銘打った本邦初の研究書、それが本書である⁽¹⁾。

本書の特徴は、第一に、本質的な考察ということである。本書は、安全の意味を徹底的に吟味するため、関連する言葉を広く求めてそれらの語源・語義を明らかにし、ボンヤリとしていた安全概念をクッキリと浮かび上がらせようとしている。特徴の第二は、体系的な考察ということである。安全の意味論に留まらず、それを踏まえて安全を守る組織と体制についても論じている。これが言易行難の業であることは、読者それぞれが自分の専門分野を考えれば理解できよう。特徴の第三は、第二とも関連するが、実践的ということである。筆者は本書を日本における安全学の古典と考えている。しかし、本書は必ずしも「学」の探求を第一としているのではない。本書は、日本において安全をどう担保すればよいのかという強い実践的関心に導かれて書かれている。その背後には、「水と安全はタダと考えている」と揶揄されてきた日本社会の変容、「リスク社会」となった現代世界で生じてきた諸事象、さらには著者である辛島自身が体験した深い苦悩があった。

安全学に関するわが国最初の本質的、体系的、実践的な考察、それが本書である。本書の出版は、日本の安全学史上の画期をなす。しかし、残念ながら絶版となって久しく、安全に関心をもつ研究者・学生・専門家・市民らが本書を目にする機会は少なからう。本稿の目的は、あらためて本書に光を当て、少しでも多くの人に本書を手にとってもらいたく、その意義について

いささか論じようということである。あわせて、この古典からわれわれは何を学び、次にどのような安全学を構築していくべきか、“読み”つつ考えていきたい。

2. 「安全のアイデア」を求めて—エピグラフを読む

本書はタイトル裏ページにエピグラフを持つ。プラトン『ゴルギアス』の一文、「分別ある人は、相応しからぬものを追ひも避けもせず、追うにせよ避けるにせよ、物事であれ人であれ、快樂のいずれにも、然るべきところにきっぱりと止まるのではないか」である⁽²⁾。その意図は、一見、「安全に“絶対安全”はなく、分別ある人は“然るべきところの安全”を求める」といったあたりを示唆するように思われる。しかしこれは、「ほどほどの安全で満足するしかない」といった俗な議論では断じてない。また、適切な配慮を施すべしといったアリストテレス流の“中庸の安全”を説くものでもなからう。プラトンの引用であるからには、本書は“安全のアイデア(=安全のほんとう)”をこそ論じようとしている、と読まねばならない。

『ゴルギアス』は「善く生きるとは何か」をめぐって、当時のアテネ市民カルリクレス(“現代人”を彷彿させる)とソクラテスが問答をめぐらす対話篇である。カルリクレスは、正しく生きようとする者は自分自身の望むままに生きるべきで、それが実現できる力を持つよう努力しなければならないと主張する。これは、今も昔も多くの人が考える「善い人生」であろう。しかし、「善いと思うこと」とそれがほんとうに「善いこと」かどうかとは、別の問題である。ソクラテスは、快樂に導かれて善いと思うことを実現しようとしても、それが善いことかどうかを吟味する力が身についていなければ、なんにもならないと論じる⁽³⁾。

『ゴルギアス』をエピグラフに選んだ辛島の意図は、「安全とすること」を実現しただけでは、ほんとうに「安全を確保している」かどうかはわからない、ということであろう。「安全」と思い込んで「安心」していることが正しいか否か、それはまだ確かめられていない。また、そもそもそれをどのように吟味するのかさえ、実は、よくわかっていない。対象について十分知りもしないのに、対象を認識できるはずがないからである。安全についてはまだ不明なことが多いという「無知の知」に誘われて、「安全のアイデア」を求める「索隠（隠れた道理を探し求める）の旅」、それがはじまると予感させるエピグラフである。

3. 安全はなぜ「問題」か——「序論」を読む

われわれの文化・文明、社会、学問が、「今日安全の見地から問い直されるべき歴史的状况のうちにある」（本書19頁、以下本書からの引用は頁数のみ示す）こと、序論はそれを説明しながら課題を明示し、行論の全体を見通させる。

生きていく上で安全を図ることは当然である。その意味での安全なら「歴史とともに古い」（1頁）。しかし、安全を講じることと、今日のように安全を「安全問題」として論じることとは、明確に異なる。なぜ安全が「問題」となるのか。それは、「文化的諸価値が安全という存在そのものに根ざす自然的価値を被覆してしまったから」（2頁）である。

これを読み解くところなる。善きことの達成には困難があり、成功は保障されていない。失敗することなく実現するにはどうすれば良いか、安全を図る考察と工夫がさまざまになされる。それとともに、人類の文化・文明が生まれてきた。その意味で、安全は歴史とともに古い。しかし今日、善かれと思って積み重ねてきた営みが、いつしか人類の生存そのものを脅かす悪し

き側面を持つようになっている。読者には地球環境問題がすぐ思い浮かぶだろう。フロンが誕生した時、理想的な冷媒の出現が大いに歓迎されたものだったが、今やそれはオゾン層を破壊する厄介者に成り下がっている。ただし、本書刊行当時はまだ、地球環境問題は学界が広くとりあげる話題ではなかった⁽⁴⁾。すでに公害やスリーマイル島原発事故などは経験していたが、それらはしかし、いかに深刻な事態とはいえ限られた地域に住む人々の権利侵害という問題にとどまっていた。辛島はその範囲を越えた人類生存の脅威、「文化文明の根本問題」（同前）としての安全問題が全世界的な関心事になると考えていた。それを見通せたのは、本書が示す「安全の見地」ゆえのことと思われる⁽⁵⁾。

かかる歴史的状況が生まれた原因は、直接的には、科学技術を駆動させている資本主義的論理にあるが、間接的には、それを可能にしている社会の倫理・法体系、およびその学問にある。「従来倫理学は善と幸福を価値の中心として展開してきた」（4頁）が、今日の幸福観は個を基本とした功利主義的立場にあり、個々の欲望充足と自由を権利として認める法体系が導かれてきた。その結果が、「等質かつ同等のレベルの個人の雑多な集団社会」「利益追求のための烏合としての総合集団」（6頁）の出現であり、そのもとの個人や集団の各々の「善」の追求と、全体としての安全がないがしろにされている状況である⁽⁶⁾。

危機の認識は一般にもあり、そこから発する市民運動や消費者運動がある。だがしかし、これらは往々にして単純な否定論——「アンティテーゼ的自然主義」（3頁）——にとどまるために、十分な成果を上げることができないでいる。もはやパンドラの箱は開いてしまっており、開く前の状態に戻すことは空疎な願望に過ぎない。なすべきことは残された“希望”とともに課題

に正しく対処することだけである。

この対処には“安全のほんとう”を見さだめ、「確乎とした安全思想」を確立し、「利益追求原理を安全原理におきかえ」てゆくことが重要である⁽⁷⁾。ただしその課題は、これまでの学問から孤立しているわけではない。自覚的に中心的な課題にしてこなかったとはいえ、歴史とともに古い安全については多様な形ですでに論じられており、辛島は「要は形を与えるのみ」と論じる。本書題名に「索隠」とつけた理由はそこにあったと説く（19頁）。

こうした研究課題の設定とその探求方法は、当時としては妥当なものだったと思われる。“安全学原論”の先行研究など望むべくもなかったのであるから、安全の本質論探求は安全についての種々多様な考察を足場にするほかはない。本書ではそれを、「言葉の歴史の変遷を見通し、なぜそのような使われ方をするようになったかを分析し、そのように使った背景の事情を探りながら、類似概念の比較から概念を明確に規定し現在克服すべき問題点とつきあわせる」（344頁）、というやり方で進める。さまざまな「〇〇の安全」についての研究の比較考察からではなく、人がそもそも安全を問題にする際に、何をどう考え、それを言葉としてどのように表現してきたのかという探求は、“安全のほんとう”に向かうストレートな方法に思われる。

しかし、課題と方法がこのように示されると、それに沿った探求は本書のやり方以外にもありうると気づかされる。辛島は自らの「安全学索隠」を示しつつ、他にも多様な形での「索隠」の試みが開かれていることを読者に呼びかけている、と読めるのである。この点は本書から学び、今後を展望する上で重要であるが、ここでは読者各々への示唆に留め、まずは本書を丹念に“読み”すすめよう。

4. 安全の基礎概念——「第一部 安全の意味」を読む⁽⁸⁾

<安全とは危険でないこと><危険とは安全でないこと>、出来損ないの辞書のようなのだが、その実、一般の安全理解はこの程度のボンヤリとしたものとも思われる（74頁）⁽⁹⁾。しかし、そこにとどまることはさまざまな弊害をもたらし、時に安全問題の解決を阻んだり、逆に冒険的暴挙を招来させたりする⁽¹⁰⁾。第一部は、そうした問題の発生が、安全を論じる際に用いられている安全や危険、害毒等の基本的用語における「混同と誤解」にあると論じる。同じ用語を用いてもその意味内容は、人が違い、学問分野が異なれば、別の理解となっている。それが安全にかかわる問題についての共通理解と議論の発展を損ねる。そうしたねじれた結び目を解きほぐすのが第一部の課題である⁽¹¹⁾。安全の意味が明瞭になれば、本来安全が有している意義も見え、それをどのように図っていくべきかという第二部につながるのである。

4.1 安全の定義

“security”も“safety”も、日本語に訳してしまえば「安全」となる。しかし、言葉が違うということは、当然、意味内容が異なるということであり、その違いにこだわる文化を持つということである。われわれ関西人がツバス、ハマチ、メジロ、ブリなどと呼ぶ魚が、英語ではyellowtailでしかないのと同様、言葉の存在は当該社会が対象に対して示す関心のありようと深く関わる。われわれが「安全」以外の関連用語をあまり用いないのは、安全の状況を精査してその違いを表現しようとする必要をあまり感じず、安全を脅かす危険な事態への関心が希薄であったことを示しているのかも知れない。だが、漢語にはそれがある⁽¹²⁾。

われわれの行為が危険とかかわる際、その結果にはいろいろな可能性がある。無事に終わる場合もなんらかの害を被ることもあり、その被害の程度も多様でありうる。そこで本書は、予想される被害の種類＝危険の種類を判別の軸として、それらを免れた場合の状態を表す漢語由来の言葉、「安全」「安泰」「安康」「安寧」等を取りあげる。これらの安全の同類語がどこまで同じで、どこから異なるかを明らかにすることで、「安全」の意味が鮮明になる（52-3頁）。ただ、「安全」はわれわれが日常不断に使う用語であるが、「安泰」「安康」「安寧」は違う。文章表現として使われることすら稀になっている。今

日、安全を論じる上でこれらの使い分けを求められる事象はないと言ってよい。しかしそのため、「安全」という言葉がそれらを含み込みようになり、その分だけ「安全」の意味が茫洋としたものになっている、と言わねばならない。

とくに本書は、安全と安泰の混同をくり返し指摘する（12頁、32-3頁、71頁等々）。それらはどう違うのか。安泰は現状の維持に価値をおき、現状変更には利益がある場合でも損失が生じる可能性があれば消極的になる。安全は現状維持の価値を認めつつも、変更にとまらぬ利益も踏まえ、どちらかと言えば積極的に考慮する。

コラム 「モンティ・ホール問題」と安全・安泰

安全と安泰の違いについて、いわゆる「モンティ・ホール問題」を少し変えた趣向で思考実験してみよう。ある視聴者参加番組「あなたも百万円」では、どれかに百万円が入っているA、B、C三つの箱があり、登場した視聴者に一つを選ばせる。視聴者がAを選ぶと司会者は、自分が空っぽだと知っている箱、たとえばCを開き「良かったですね、Cを選ばなくて、ところで、今なら1万円を払えばAからBに変えることができますが、どうしますか」と聞く。さて、読者ならどうされるだろうか。

AかBかの二択なので、どちらを選んでも確率は同じ、それならわざわざ1万円を払う必要はないと考えがちだが、そうではない。最初のAの選択は三分の一の確率である。その際、BかCのどちらかに百万円が入っている確率は、当然、三分の二になる。そのCが空なのだから、Bに百万円が入っている確率は三分の二なのである。期待値で計算する限り、Bを選び直した方が有利である*。もっとも、あくまで確率がより高くなるだけなので、最初に選んだAに百万円があることもある。その場合、Bに変えていれば1万円の損失が生じたうえに、悔しい思いもするだろう。こうした機会が何度もあるビジネスのような場合なら、期待値計算にしたがって行動することが長期的には利益を生む。

しかし、一回きりの場合、百万円を得る可能性と、1万円を失う可能性のどちらを重視するかという問題になる。安泰の考え方をとるならそのままAに止まることになる。失うものはなにもなく、百万円を得る可能性も小なりとはいえあるからだ。けれども、その百万円がどうしてもいるとなればどうだろう。1万円を失う可能性を考慮しつつ、百万円を取る可能性が高くなる方に賭けるといっても、安全の考え方ならあり得る。

また、「1万円、百万円」の“その人にとっての価値”ということも考えるべき課題であろう。金持ちにとっての1万円は安泰を図るほどのものとは思われなくとも、世界最貧国の労働者にとってはそうではなからう。授業の際には、「1億円、百億円」に置きかえて、「皆さんの親だとしたらどうアドバイスするか」と問いかけている。今のところ「Bに変える」と言う学生はまだいない。安全の問題は、単なる確率の問題ではないのである。

*モンティ・ホール問題について数学者や物理学者が面白く論じている文献がある（アル＝カーリー（2013）、ローゼンハウス（2013）など）。ただしローゼンハウス（2013）では、ここで筆者が行った簡略な説明は「不十分」としている（73頁）。また、この問題はベイズ統計によって鮮やかに解きうるものであることを、本誌編集責任者の永松先生から教示された。

たとえば、幼児の外遊びは本人も好み、心身の発達にも有益であるが、一人で遊ばせるには懸念がある。それゆえ、親は幼児の安全を考えて付き添おうとする。だが、どうしても付き添えない場合には、幼児の安泰を考えて家に閉じ込めることも辞さない。行為の内容に違いはあるが、いずれの場合も「幼児の安全のため」と表現される。また、原子力発電所の再稼働がたびたび問題になるが、必ず事故を起こすと言うのも、絶対に安全と言うのも、間違いである。稼働するなら万が一に備えることが必要だが、「100%安全」ではない。しかし、「それでも利益がある」という計算が成り立つことはありうるであろう。その場合に「安全に稼働させる」と言うことは十分に考えられる。しかし、重大な事態に至る可能性がどれほど低くとも、完全に排除できないなら稼働させるべきではないという考え方もある。この場合は安泰を考えている。しかし、二つの立場の議論が、「原発は安全だ」「いや、安全でない」のレベルで終始することもよくあることである⁽¹³⁾。

本書はこれらの同類語を説明した上で、安全の意味を次のように定義する。すなわち、「安全とは所期の目的を達成してなおかつ別に害毒の伴わないこと」(39頁)、である。安全は無事という結果事態とそこにいたるプロセスを指す言葉というのが本書の主張である。結果事態に力点をおいて安全を理解すると、「将来の安全欲求に対する現前の出発事態」(83頁)とされる危険とは次元が異なることになる。本書は、「危険は安全の反対語ではない」と繰り返し説く。ただし、われわれが安全を考える際は、事態の変化を前提としていて、なおかつうまく結果させられるように工夫するという意志的未来を含み込んでいる。それが「安全を考える」意味である。その場合は「危険を考える」のと裏腹の関係になる。未来に関わる限り不確定要素が入り

込むのは当然であり、それゆえそこに不安が生じることは避けられない⁽¹⁴⁾。

ただ、「安全」には完全・十全といった意味をもつ「全」が使われているために、「厳密には一切の害毒を含まない」という理想的姿で理解されやすい(55頁)。しかし、「絶対安全」が事前に約束されている事態はありえず、現実には「まずまずの安全」に止まらざるを得ない。この意味での安全は、本来「安分」という用語で説明されるべきものである。安分とは、「知足安分(足るを知りて、分に安んずる)」の安分であり、完璧を望まず若干の害を被る可能性を織り込んでいる。けれども、この用語も実際には使われておらず、「安分」と言うべきところも「安全」と説明される。その結果、時に、話し手と聞き手の間で齟齬が生じる。「安全と言ったじゃないか。それなのに……」と。

4.2 危険の考察

安全の意味を掘り下げて理解するために必要なのが、危険の意味の明確化である。それは第三章で取りあげられる。ここでも「危」や「険」の字源からの考察が行われ、「険」が純粋に風景であって客観側の状態であるのに対し、「危」は人が関わる主観側の状況であることが示される。すなわち「目的的地位がなければ危険などはそもそもありえない」(70頁)のである。そこから、第一義、第二義、第三義という危険の諸段階をわきまえる課題が生じてくる。

第一義の危険とは、そもそもすべては不確実という意味で危険、ということである。絶対に安全な食べものはないし、息をすることにさえ何ほどかの危険はある。安全問題の出発点であり、かつ、最後まで心がけなければならない危険、それが第一義の危険とされる。

第二義の危険は、その次の段階である。われわれは過去の経験に基づいて、ある程度安全を

見通せる領域と害毒結果が伴うと思われる領域を理解している。これら二つの部分を除いた領域にかかわるものが、第二義の危険である。つまり、安全に結果するか何らかの害を被るかについて、経験的にまだ分かっていない部分のことである。害があると判明している部分は、それが明らかにされている限りもはや「危険」ではない。それにふさわしい適切な取扱いをするか、そもそも近づかなければ良いのである。しかし、経験的にまだよくわからない部分ではあるが、それを取り込むことができれば利益を得ることができる領域がある。それこそ、注意して対処せねば危険なのである。安全問題とは、安全を見通してそれを将来的に確保しようとすることであるが、その中心的対象は、この第二義の危険である。

第三義の危険は、経験上安全と思われている部分になお潜んでいる危険である。この危険は、第二義の危険領域を安全領域に取り込む際に、特に考えねばならない危険である。経験的に安全という範囲で十分過ごせるなら、第二義の危険領域にあえて入り込む必要はない。しかし、それだけでは十分でないとき、第二義の危険領域の若干部分について、その安全性を確かめつつ生活に取り込むことになる。しかし、実験等の吟味を経て慎重に安全を確かめたとしても不測の事態が生じる可能性は、どうしても残る。今日「残留リスク」とよばれているものはこれにあたるが、第三義の危険の概念は、不測の事態を意識すらしていない部分も含むゆえ、これよりも広い。

第一義の危険は「生きる」ということと密接不可分であり、人はそれをひとたび学べば日常の意識に上らせなくなる。第二義の危険こそ、われわれが大なり小なり日常的に意識的に関わる危険である。信号のない道路を横断する、新しいやりかたを試してみる、見知らぬ土地を訪

れる等々は、誰もがやっている。新規事業を興す、発明・発見をする等は、誰もがというわけではないが、基本的には同じである。安全に結果するか害を被るかは分からないが、成功した場合の利益を求めて、人は危険を承知で行動を起こす。

現代社会でセンセーショナルな話題になることが多いのは、第三義の危険である。すでに日常に取り込まれていて安全と思われていながら突然牙をむく危険、そうした危険が顕現したとき大きな社会的関心が惹起される。これには大別して三種類ある。一つは、ある確率で事故が生じ人命を奪うこともあると理解されているが、その利便性の大きさから社会的な受容がなされている場合である。自動車や飛行機の事故、医療事故などである。われわれは、当初こそ事故が頻発しても徐々に安全性が高まっていくと考えたり、医薬品の開発や手術にあたっては十分な検討がなされているはずと信じたりして、受け入れている。ただ、危険がないとまでは思われず、その利用には若干の緊張感が伴う。二つは、通常、そのような緊張感なく利用しているものから発生する場合である。鉄道事故やエスカレーター・エレベーターの事故、などである。われわれは、原理的に危険があることは理解していても、当たり前すぎる存在なので、安全に配慮して別の選択肢を採用しようなどとは考えもしない。最後は、およそ危険とは無縁とされているものから生じる場合である。一般的な注意を払って生活しているにもかかわらず、衣服の紐で首を絞め、ゼリーでのどをつまらせ、風呂で溺れ、おもちゃや遊具で怪我をする。突然の道路陥没や建物の崩落などもある。安全領域もまた「すべては不確実」と思い知らされる危険、それが第三義の危険である。

4.3 害毒の考察

安全とは、所期の目的を果たして無事ということであった。それゆえ、被害が生ずる可能性、すなわち、安全結果になるか害毒結果になるかまだ分からない事態である危険は、「(安全の)対概念ではあっても、反対概念ではない」(33頁)。そのため、安全の反対概念である不都合な結果事態の語としては、「害毒」が相応しいとされる(55頁)。第4章はその害毒を説明する。

しかし本章は、読み進めるのに困難を感じる。「害毒」という言葉になじみが薄いからである。既述のように、本書の安全や危険の議論はユニークで常識を越えるところがあるが、安全や危険はわれわれが日頃それについて考え、使用する言葉である。それゆえ読者は、自己の直観に照らしてその説を検討し、浅慮をあらためてより深い理解を得ることができる。しかし、「害毒」という観念は明らかにそれとは異なる。「害される」「害を被る」「毒される」「毒に^あちたる」などとは言いが、通常われわれは「害毒」という概念を用いることはない。せいぜい「〇〇は社会の害毒」といったレッテル貼りのような表現しか思いつかない⁽¹⁵⁾。つまり、害毒概念を日常生活で支えてくれる直観が乏しいのである。誰もがそこに立ち返ることができる内容豊富な直観を持たずに概念を検討すれば、観念的にならざるをえない。たとえば、「神」や「仏」について考えるようなものであろうか。しかも、本書で強調される「害毒」は、一般には(辞書でも)そう思われているモノではなく、加害物と被害者がある条件のもとで関わって生じる結果事態を意味しているからなおさらである。

しかし、だからといってその考察が無益というのではない。害毒概念を深める考察としてはひとまず置き、われわれがそれぞれに表象豊かにもっているさまざまな「害」について、これまでの安全と危険の考察を踏まえて特徴づけ、

命名し、その対応を考察している章として読むと、安全問題の構造と言って良いものが立ち上がってくる⁽¹⁶⁾。

危険な状態から生じた害毒結果全般を「(広義の)遇害」とするが、これは第一義の危険に対応している。だが、安全問題を考えるにはこれでは広すぎ、不十分である。第二義の危険に対応するものを「(狭義の)遇害」(以下、遇害はこの意味で使用)、第三義の危険には「災害」、あらかじめ害毒結果が見通せると分かっている領域に関わって生じたものを「買害(こがい)」と名付ける(173頁)。

遇害は、人や社会とそれが関わる対象物があった上で、そのおのおの条件が重なって生じる。関わらなければ遇害はないが、何らかの目的があって関わる必要があるならば、その条件に考慮することで遇害を防ぐことができる。それが安全対策の基本となる。生じてしまった遇害の責任は、それら条件に誰がどのように関わり、いかなる過失を行った結果生じたかが問題となる。

災害は、突然に結果する害であり、「本質的に予防不可能であり、被害を軽くすることが精一杯である」(164頁)。しかし、災害が起こる条件には三種類があり(無知、怠慢、不注意)、事前に予測できないという不測性の程度にも、想像を絶する未曾有の害から、予測される害ではあるが一般的な安全策しか立てられないものまで、いろいろある(本書では5分類)。さらに、災害の規模と内容、利害関係を考えるとさらにこまかく分類でき、どのようなケースには、どう対応すべきなのか、被害軽減のために社会があらかじめ考えておかねばならない課題が浮き彫りにされる(189-196頁)。

買害は、あえて害を求めた結果であり、これも5つに分類されて検討されているが、ここではそれとは別に、「公共による買害強制」の議論

を取りあげたい。強力な感染力と致死性をもつインフルエンザが発生した場合、ワクチンの接種は人々の希望であると同時に、公共の安全のためでもある。十分にワクチンがあるにもかかわらずあえて接種しない人がいれば、その人は社会の脅威となる。それゆえ、接種の強制は必須となろう。しかし、どれほど確率が低くても、ワクチン禍は起こる。その意味でこれは、起こると分かっている害、すなわち買害なのである。分からないのは「誰に」ということだけである。その場合、被害者には「買害の強制として利益を得た公共の立場から補償し、賠償すべき」であり、それは「災害、災難に対する被害者救済と同一に考えられてはならない」、ということになる（203頁）。この指摘は、遇害、災害、買害の区別を明確にしているからこそ可能となった卓見である。この点は後に再度触れたい。

5. 安全の組織と体制と安全学——第二部以後を読む

5.1 安全の組織と体制——「第二部 安全の組織と体制」を読む

第二部は、安全問題に取り組む組織と体制がどのようなべきかを論じる。これは、曲がりなりにも存在している既存の組織・体制への批判となる。既存の組織・体制は、「安全のほんとう」がわかっていないために、十分な役割を果たせていないだけでなく、ある時は政治に振り回され、また別のある時は不毛なイデオロギー論争を裁断できない。第一部で詳細に論じた安全、危険、害毒といった基礎概念を土台として、安全の組織・体制を組み上げて行くこと、それが第二部の課題となる。

安全の組織と体制がなすべきことは、安全性を正しく評価し、安全のお墨付きをあたえることである。すなわち、安全性評価（第2章と第3章）と安全認定（第4章）である。前者が安

全の見通しについてのデータを提供し、そのデータを踏まえて安全認定機関が「安全である」と断定（認定）する。安全性評価と安全認定の進め方や考え方を示すものが安全基準および安全規準であり（第5章）、それらに基づいて安全の具体的方策が示され、その確実な実行に関する安全確保体制のあり方が論じられる（第6章）。

しかし、理想的な組織と体制への道は遠い。「モノ」に含まれる毒物の量を測定し、〇〇mgまでは安全と認定し、それに違反すれば取り締まる”では、およそすまないからである。なすべきことはより複雑で、さらに幅広い⁽¹⁷⁾。安全性を評価するとはどういうことか、それに基づく安全認定とは何か、それらを担保する安全基準と安全規準とは何か等々、これらは安全科学だけではとうてい手に負えない。安全の哲学がなければ、組織と体制の「普請」などできないのである。本書はその考え方と方向性を示し、具体的示唆を与えるが、現実の組織と体制をそれに見合せて変革して行くには、相当の時間がかかろう。「遠い」という感想はそこから来ている。

しかし他方では、「遠い」と言ってすましておれない現実の諸問題がある。技術開発のテンポはさらに早まっており、懸念される技術が社会的決断以前に実現・導入され、一般に普及し、気がつけば手遅れとなってしまうかもしれない。シンギュラリティがどうのこうのという議論を尻目に、「AI搭載」を謳う商品やサービスが一般化している。自動運転車が事故を起こしたときの責任問題について、倫理や法制度が整わないうちに各地で実証実験が行われ、「レベル5の完全自動運転社会の早期実現を」という声が高まる。安全の組織と体制がなすべき課題は、質・量ともに困難の度合いを増している。

もっとも、この暗い予測はすでに本書が行っていた。辛島は、安全問題には二種類あるとす

る。一つは「利害の調整ないし補償による保障問題として処理しうる」問題である（324頁）。「安全」は現実には「安分」とならざるをえず、安全と安分の差としてでてくる害、すなわち犠牲をどのように扱うか、社会はあらかじめ考えておかねばならない（317頁）。徹底的に安全策を講じることが理論的には可能でも現実的には不可能な場合、利益を受ける者と害を被る者との間で調整する。それができない場合には最終的に裁判で争うことになる。辛島が「予想レベルの利害調整問題」と呼ぶこの問題は、しかし、難題ではあるものの「予想レベル」自体を社会が受容可能とするなら解決しうる。「われわれはいつも他人の苦痛に対しては耐えうるだけの力がある」からである（アラン（1998）、197頁）。

だが、もう一つの問題、「文化文明の根幹に関わり歴史の方向を決めるような」安全問題はそのような保障問題ではありえない。国家社会のみならず、場合によって人類全体の将来に関わる（つまり、自分の苦痛の）問題である。「今日安全に関して深刻な問題を投げかけているのはむしろこの種の問題」なのである（324頁）。本書では、具体的に、原子力、エレクトロニクス、バイオテクノロジー等の新技術開発および実用化等があげられていた。今ならさらに多くを指折ることができよう。しかし、辛島は、だからこそこの混乱を奇貨として「安全問題をめぐる議論を学問にまで高めていかなければならない」とするのである（同前）。暗い予測をするだけでなく、ではどうすれば良いのかと考える。「安全学」の真骨頂がここにある。

5.2 安全学の進展を願って—「終章 安全学の勸進」を読む

安全を論じる人は多いが、安全の学問的探求は不十分であった。その理由は、安全の多様な問題領域ごとに少しずつ基本的な概念が異なり、

議論が空転、紛糾するばかりだったからである（329頁）。本書は、この「バベルの塔」的状况を打開しようとして著された。安全の基礎概念を整理して内容を確定し、その上で「安全論が十分発展すれば、現実問題との橋わたしの基本になる安全規準や基準も明瞭になるであろう。それらが明確になれば安全性評価、安全認定、安全確保体制などがおのずと明確になる」はず、だったのである（334頁）。しかし、残念ながらいまだそうはなっていない。それは、それに寄与すべき本書の考え方が十分に広がらなかったからである。

理由の一端は、本書の「読みにくさ」にある。安全学の学的構築を目指すゆえに、本書の内容がそれに見合って難解であることは致し方ない。しかし、注意を凝らして論旨をたどろうとしているのに、不用意な叙述によって意識がそらされてしまうことがたびたびある。たとえばこの終章は、いきなり環境問題の話から入り、概念整理の重要性を「環境という言葉」を例にあげて解説し、それが6頁続いて終章の半ばを占める。安全の基本概念的整理の必要性・重要性は繰り返し説かれ、具体的に論じられてきたので、趣旨は理解できる。理解できないのは、なぜ終章であらためて説明されなければならないのか、である。序論も同様である。四項のうち、二項と三項はほぼ安全以外に関する社会評論と言って良い。安全を論じようとする筆者がどのような考えの持ち主であるかは理解できても、安全と直接からめて論じていないため、これらの文章がなぜここにあるのかと、考え込まざるをえない。最初と最後を読んで本を選ぶような読者は躊躇することだろう。断っておくが、書かれていることの正否を言っているのではない。その存在の意味を言っているのである。また、他の部分には辛島が必ずしも専門としてはいないはずの領域での「断定」があり、その都

度、本旨を追う以前にその断定の是非を考えさせられた⁽¹⁸⁾。集中力の持続を途切れさせるかのような叙述は不要ではなかったか。どうしても論じておきたければ、本論をできるだけスッキリさせるために補論を置くなり、説明注を多用すれば防げたことと思われるのだが⁽¹⁹⁾。

ただしこれらは、「研究の瑕疵」では決してなく、「叙述の瑕疵」「作品の瑕疵」である。「研究」は混沌とした現実の総体を細部にわたって分析し、内的な紐帯を明らかにしていく作業だが、「叙述」はそれをもとに単純なものから複雑なものへと進み、内的な論理に従って対象を諸規定の総体として表現する作業である⁽²⁰⁾。本書は、その叙述において十分でないところがある。また、「作品の瑕疵」とは、読者第一を意識した作品ではないということである⁽²¹⁾。読みやすくという先覚の忠告よりも「一度は徹底的に問題を追及しておこう」という作者自身の思いを優先させてしまった（345頁）。なるほど、徹底的な問題の追及は果たし得ている。それゆえ、研究に瑕疵はない。だが、その研究の成果を読者が受け取るには多大の忍耐を要し、結果として「安全学の勧進」という願いを阻害する一因となったように思われる⁽²²⁾。

もう一つ大きな理由として挙げねばならないのは、本書の適切な評価者がいなかったことである。管見の限りで、本書の本格的書評はない。本書に触れている図書に、村上陽一郎『安全学』（青土社、1998年）がある。そこでは、「安全」をテーマに一般的に書かれた本は思いのほか少ないとして、武谷三男編『安全性の考え方』（岩波新書、1967年）と本書だけをあげていた。前者は時代的制約を免れないと批判的に評価されたが、本書は「これからの議論に深く関わる」としていた（村上（1998）、15頁）。ところが、同書はその後、本書にいっさい触れていないのである⁽²³⁾。だが、それでいて同書には本書の論

点と重なる議論が多くある⁽²⁴⁾。そうした諸点で先行研究たる辛島説と突き合わせた議論が行われていればさぞかし有益であったろうにと思われるのだが、果たされていない。

なかでも村上の「安全を個人の権利と考える」という主張（村上（1998）、第6章）は、辛島説と正面からぶつかる。辛島は本書でたびたび、権利中心の倫理ではなく、安全を中心課題とした倫理・道徳、法の必要性を説いている（4頁、15頁、21-2頁、188頁、336-9頁など）。ただ、両者ともに十分な議論は尽くしておらず、いずれをとるべきかすぐには判断できない。興味深いのは、両者がワクチン禍を取りあげていることである。辛島の主張は先に見たとおり、切迫性のある事態では買害の強制はやむを得ない、とする。村上説では、そうした事態の困難性と解決不可能性から、「一つの基礎的な歯止めとして、『安全』を求めることを個人の権利として認める、という考え方が浮かび上がる」とする（村上（1998）、115頁）。つまり、強制はできない、となろう。ワクチン禍という具体的なテーマを手掛かりに、安全を権利中心に考えてよいかどうかに関わる重要な論点が深められたはずなのに、検討されなかった。その責任は、当時、安全学において主導的立場にいた村上にありよう。また、安全学の研究を進めるという点では、年若い研究者の研究成果を正当に評価する責任を怠った、とも言えよう。

5.3 安全を中心とする倫理——「あとがき」を読む

倫理や道徳とは、異なる諸個人が社会で共存するために生まれてくるルールのことである。強制力をもたせる必要がある場合は法律になる。どのような社会にも共存のルールはあるが、弱肉強食の普遍闘争状態を脱して生命・自由・財産の保全を図ろうとして作られた論理が社会契

約論であった⁽²⁵⁾。命の安全を社会において安定させるための工夫として最も重要なものが財産の保全、すなわち所有権の社会的認定であった。社会は構成員の生命・自由がみだりに冒されることを認めないが、未然に防ぐことまでは十分に期待しえない。それを防ぐために個人は自衛せねばならず、財産は命の安全と自由を意味していた⁽²⁶⁾。辛島は近代社会の倫理が権利を中心に構成されているとみているが、近代社会の出発点は命の安全だったのであり、具体策として所有権が尊重されてきたとみることができる⁽²⁷⁾。

しかし、20世紀になって「自分たちの自由を守るべき財産を持たない自由な人々が現れたときになってはじめて、ただ財産を保護する代わりに、直接人格と人格上の自由を守る法が必要となった」(アレント(1995), 292頁)⁽²⁸⁾。所有権以外のさまざまな個人の権利保護が公共の役割となるのである。生命、自由、財産を保護された人々はその下で何をするのか。それぞれが思うところの「善きこと」をなすのである。善きことの追求には成功も、失敗もある。また、思わぬ邪魔が入ることもある。そうした失敗を可能なかぎり避け、邪魔や障害を排除する、その役割が社会に求められつつある、というのが辛島の言わんとする「安全を中心とする倫理」ではなかろうか。

そう思った理由は、あとがきに Maslow の Motivation and Personality をすすめられた、とあったからである(345頁)。心理学者の A. マズローと言えば、人は低次の欲求が満たされればより高次の欲求に向かうという欲求段階説が有名であり、同書でもそれが論じられていた⁽²⁹⁾。最も低次の欲求が生理的欲求、すなわち生命の維持に関わる欲求であり、次の段階の欲求が安全の欲求である。ここからは勝手な想像(“読み”)にすぎないが、辛島は次のように考えたのではないだろうか。生命維持の欲求がある程度

満たされた現代社会で、次に課題となるのは安全の欲求の充足であり、その課題を進めるには安全を中心とした倫理・道徳・法の再編が必要になる、と。もちろん生命維持の課題が無視されるはずはなく、前提として権利擁護は受け継がれる。ただし、より高次の観点からの調整はありうる。「衣食足りて礼節を知る」というが、礼節を知れば過度な衣食は慎まれるものだからである⁽³⁰⁾。

そのような目で安全の課題を見た時、倫理・道徳・法の禁止的側面ではなく「指示的側面」が重要視されてくる。法哲学者の H.L.A. ハートは、法の禁止的・強制的命令の側面ではなく、法は社会というゲームのルールであり、市民の行動を方向づける役割をもつ側面を強調している(ハート(2014), 80-82頁)。罰則はゲームにおいてルールにはずれた際にペナルティを科すのと同様である。罰することが目的なのではなく、ともにゲームを楽しむために行動を方向づけることが目的である。たとえば、自動車を利用可能にしたければ、右側であれ左側であれ、どちらかを通行するというルールを定めなければならない。そうしていったん定めたからには、互いの行動を信頼できる担保として罰則を設けるのである⁽³¹⁾。人々がそれぞれに善き生を送ろうとする際、その目的を達成してなおかつ無事であるためには、従わねばならない安全の考え方があろう。それを安全規準や基準として、すなわち「安全を中心とする倫理」として示し、それに従うことで個人と社会の安全がもたらされる。その結果、人と社会の「善き生」が充実する。それを目指すには「国家の体制も権利に基づく正義ではなく安全を保障するための正義へと移行しなければならない」(15頁)のである。そうした考察が本書にあることはすでに述べた。

6. おわりに

本書が出版された1986年は、安全学にとって忘れられない年である。1月にスペースシャトル・チャレンジャー号の爆発があり、4月にはチェルノブイリ原発の事故があった。ウルリッヒ・ベックは、この事故後に『リスク社会（Risikogesellschaft）』⁽³²⁾を出版し、「本書の内容は一年以上前なら多くの批判を甘受しなければならなかっただろうが、……チェルノブイリ事故以後、抵抗なく受け入れられるようになってしまった」と書いた（ベック（1998），6頁）⁽³³⁾。

現在を知るにはそこにつながる過去を知らねばならず、歴史研究の意義はそこにある、と筆者は考えてきた⁽³⁴⁾。ところがベックは、リスク社会では「過去は現在に対する決定力を失う。決定権を持つのは未来である」と述べる（ベック（1998），47頁）。未来の大惨事を想像して、今それに備える。地球環境問題も、首都直下や南海・東南海地震も、今それに備えておかねば、文化文明の崩壊となり、国難となる。ベックの警鐘が広く、大きく鳴り響いたのは当然であった。ただ、ではその備えはどうあるべきかと言えば、ベックにその処方箋はほとんどない。近代化は危険を生みだしたが、その反省のうちに本来指向すべき自己内省的近代化を徹底して行い、危険を克服する道を見出す、とするのみである⁽³⁵⁾。

危険な現状を安全な結果事態に導くにはどうすればいいのか。その具体論までを教えるのが安全学であろう。本書は「安全学は実践学でなければならない」（334頁）と述べていた。その意味で、ベックのリスク社会論と本書は、セットで読まれるべきものかもしれない。本書以後の安全学の展開は必ずしも十分とはいえなかったが、今世紀に入ってその歩みが確かなものになってきていることは最初に述べたとおりであ

る。その安全学の源流の一つは、まちがいなく『安全学索隠』である。さかのぼって源流を訪ね、いまだ尽きず湧き出でている知恵の泉を汲みに来られんことを願う。

【謝辞】

筆者は関西大学社会安全学部着任前に、できるだけ安全関係の研究を読もうとした。その中で強く印象に残ったのがベックの『危険社会（原題：リスク社会）』と辛島恵美子先生の『安全学索隠』であった。着任後、先生が1年次生を対象に「社会安全学総論」を講義されていると知り、無理を承知で聴講をお願いしたところ、二つ返事で了承して下さった。重なる学恩に応えるため先生の退任記念号にはぜひ何かを書きたいと思っていたが、考えれば考えるほど『安全学索隠』の再評価が必要という思いが頭を離れなくなり、このような論考となった。不出来であるのみならず、批判ならぬ「非難」めいたことまで書いているので、今はひたすら先生のご寛恕を願うばかりである。先生には今後も引き続き「安全学」の勧進に努められ、できれば『辛島版プロレゴメナ』をお書きいただければと切に思う。

注

- (1) 論文も同様であった。タイトルに「安全学」の文言が入る論文は、Ciniiで737件ヒットするが（2019年8月18日）、本書出版の1986年までには6編しかなかった。しかもその中で、「〇〇の安全学」ではないものはわずかに一編、それも1ページの論考である。
- (2) プラトン（1967），218頁。ただし、本書ではギリシア語と辛島による訳文が引用されており、本稿でも訳文は辛島訳を用いている。
- (3) 『ゴルギアス』は『饗宴』と並んでプラトン作品で筆者イチオシの作品だが、魂の不死を持ち出すソクラテスよりもカルリクレスに惹かれる学生も多く、時に宴席の話題になる。
- (4) タイトルに「地球環境問題」の文言が入る最も古い論文は1983年であるがその後は続かず、リオサミット（1992）を前にした1989年から急増する（Ciniiによる）。また、本書出版日は1986年5月1日と奥付にあり、同年4月26日に起こったチェルノブイリ原発の事故は考慮しようがなかったであろう。
- (5) このように言うことは、もはや公害問題は問

題にならず、地球環境問題の方がより重要だ
というのでは決してない。“think globally, act
locally”, “think locally, act globally”と言
われるように、両者は理念的、実践的につな
がっている。「安全の見地」は、その両方を見
通せる視座に立ちえたということを行っている
のである。

- (6) ここにはヘーゲルの市民社会の二面性認識と
同様のものがある。市民社会は、一面で個々
人に自由を保障しようとするが、放っておけ
ば自由は暴走し、「だれもが特殊な目的を追求
する市民社会は、……その享樂のなかで、共
同体としての社会をみずから破壊する」(ヘー
ゲル(2000), 368頁)。
- (7) そのためには「国家の体制も権利に基づく正
義ではなく安全を保障するための正義へと移
行しなければならない」(15頁)と、辛島は
見る。この主張の吟味は後述する。
- (8) 第一部と第二部も中国の古典から引用したエ
ピグラフをもっている。しかし、第一部の墨
子は理解できたが、第二部の易経は理解でき
なかつた。素養のなさを恥じるばかりである。
- (9) 正直に吐露すれば、筆者自身がこの程度の認
識であった。そうであってはならないという
反省が生じたのは、2005年のJR西日本福知
山線脱線事故の後であった。
- (10) 危険性がある行為でも、無事な結果が何度も
繰り返されると「安全、すなわち危険がない」
と思われてしまい、ついには大事故に至る事
例は数多い。局所的合理性に引きつけて説明
することが可能だが、松本三和夫は「人のふ
るまいと社会のしくみ」が介在して生じる構
造災の一つ、「逸脱の常態化」と見る(松本
(2012), 22頁)。合理性以前に、人と組織に
とって「それがあたりまえ」になってしまう
というのである。
- (11) 解きたい結び目とあれば「ゴルディアスの
結び目」の故事を想起するが、アレクサンド
ロス大王のように一刀両断というわけにはい
かないのが安全問題である。
- (12) 『荀子』に、「実を異にする者をして名を異に
せざること莫からしむ(実際の対象事物が違
っていればすべて必ず名称も違える)」とある
(金谷(1962) 166頁)。
- (13) 再稼働の問題はより具体的に吟味すべきこと
であって、本稿での原理的・理念的議論だけ

では不十分である。既存原発の再稼働は、こ
れまでの投資は無視して、将来的な費用便益
だけを考えればプラスになりうる場合、主張
されうる。経済学者はそのように思考する。
ただし、再稼働に必要な追加投資は、東日本
大震災以後の原子力規制委員会の新しい適合
性審査基準によって高くなっており、それを
クリアして経済性を発揮しうる余地のある原
発は限られている。それでもなおハードルは
低すぎるという再稼働反対派と安全性は見通
せるという再稼働派の議論になっているので
ある。

- (14) もっともそれは、「生きる」ということの本質
でもある。ハイデガーは、人間は「今、現に
ある自分」と「ありうる自分」をたえず見比
べつつ、ありうる自分をめがけて生きようと
する存在である、と論じた。ありうる自分
に向かう自由があるからこそ、そこに不安が生
じるのである。「現存在は、おのれの存在にお
いてそのつどすでに、おのれ自身のなんらか
の可能性とおのれとを合体させているのであ
る。最も固有な存在しうることに向かって自
由であること、またこれとともに、本来性と
非本来性との可能性に向かって自由であるこ
とは、不安において根源的に基本的に具体化
されている」(ハイデガー, 2003, 150頁, 原
典 191頁。なお、ハイデガーの「現存在」と
は「人間」のことである)。
- (15) 『朝日新聞』データベース『聞蔵Ⅱ』で1984
年から2019年の記事について調べてみると、
「安全」や「危険」は十万単位で出てくるが
(各々約36万件と16万件)、「害毒」はわずか
に123件しかなかった(2019年8月8日調
べ)。
- (16) 「それではダメだ」という辛島の異議申立が聞
こえそうだ。われわれが表象しやすい「害」
だけではなく、あえて「毒」を加えて害毒と
した理由は、前者が被害側、後者が加害側の
作用性能を意味し、両者相まって生じる事態
結果を問題にするためであった(134頁)。し
かし、その理解にたどり着くまえに、耳慣れ
ない「害毒」に困惑し、一般的理解である「モ
ノ」として読み進めてさらに混乱することにな
る。
- (17) たとえば、安全のルールを定めるだけでは安全
は守れない。ルールを守るべき人や組織が

どのようなものであるかも問題である。鉄道経営者であった山之内秀一郎は、「実際に現場第一線で仕事をしている人たちが、どのような気持ちで、そしてどの程度ルール通りに仕事をしているかを知らないと、本当の安全対策は立てられない。安全問題は建前論だけではすまない」と説く（山之内（2005），173-4頁）。また、斉藤了文は、人工物には個物化という問題があると指摘し、「個物化していくものを、ひとくくりに規制しようとする場合、そこには、必ず歪みなり、落とし穴が生じる。……通り一遍の規制が簡単に効力を発揮できると考えることは、あまりに楽観的」と言う（斉藤（2019），122頁）。これらはしかし、なすべきこと、考えるべきことの一部でしかない。安全を守る組織と体制は、安全の本質論が深められてこそ構築可能である。

- (18) 「いやしくも論文という以上、言い切れてなければならぬ」とは筆者の恩師の言葉である。したがって、「断定」を好ましく思わないわけではない。しかし、その断定は結論に関わるものであり、慎重に積み上げていく過程の文章の一つ一つには疑念の余地があってはならない。どうしても必要な叙述なら、せめて専門家の権威づけくらいはほしい。その上で、最後に載せる一粒たる結論は「飛べ（＝断定せよ）」と教えられた。つまり、自分が間違っている可能性に責任を持って、ということだったと思う。
- (19) 筆者の学生時代、文系の論文や著書には、おおむね2割の注記があるのが当たり前だった（筆者はそれを受け継いでいる）。3割、4割というのもあったように記憶している。引用注と並んで説明注があり、延々と続く大家の説明注に辟易したものだ。「注記が面白い論文が良い論文」などとも言われ、「私の論文は注記を読まなければ理解できない」と豪語する先生もおられた。しかし、本筋だけに興味がある読者（筆者のような初学者）には、とりあえず読まなくてよい部分を教えてくれていると思われ、必ずしも悪いものではなかったように思う。
- (20) 「研究の仕方」「叙述の仕方」については、マルクス『資本論』第1巻、第二版後記を参照されたい。研究は対象と格闘し、対象を捉えていると思われる素材を集め、その重要部分

を抽出し、それをもとに再構成する。院生時代には、「素材を捨てるほど良い論文になる」と指導された。また、再構成は勝手気ままに行うものではなく、対象の論理に沿って、とも言われた。夏目漱石の『夢十夜』に「丸太から仏を取り出す」話があるが（第六夜）、そのようなものかもしれない。

- (21) 「作品の瑕疵」で思い浮かぶのは、ビクトル・ユゴーの『レ・ミゼラブル』である。最終第五部の第一編は市街戦で倒れたマリウスを背負ってジャン・バルジャンが地下の下水道に入り込んだところで終わる。しかし、続く第二編「怪物の腸」では、延々パリの下水道についての考察を読まされる。ここには、ジャン・バルジャンもコゼットもマリウスも登場しない。ストーリーの展開から言えば不要な叙述と言え、簡略版や児童向けの翻訳ではバツサリと切り捨てられる。しかし、ユゴーが描き残したのはジャン・バルジャンの人生だったのだろうか。案外、当時のパリそのものだったのかもしれない。
- (22) この物言いが酷なことは自覚している。4版まである図書なのだから、筆者の著書などと比べれば天にツバする類の非難であろう。しかし、本書の内容はさらに版を重ねるべきものであった。それだけ残念に思っている、ということに尽きる。
- (23) 芥川龍之介は「半分評価法」という批評の仕方を取りあげている。「面白い。ただ、それだけ」「うまい。ただ、それだけ」といったものである。芥川は、作品をけなすのにこれほど有効なやり方はなく、半分誉めてもいるという事で批評家の逃げ道もあり、その意味で卑怯な批評である、と言う（『侏儒の言葉』）。村上の指摘は、それ以下ではないか。書名を挙げるのみというのは、事実上の黙殺に等しい。246頁に辛島への謝辞があるが、「ただ、それだけ」である。
- (24) ざっと見たところでも、「個と全体」、「補償の概念」、「事故回避の教訓」、「世間の『絶対安全』の風潮」、「公害」、「世代間倫理」等の論点が重なっている。なにより書名としている「安全学」をどう考えるか、先行する辛島説を踏まえて論じてもらいたかった。
- (25) アリストテレスの「人間とは政治的（ポリスの）動物」に代表される、社会あつての人間

- という考え方は、古来、あまりにも当たり前のものであった。しかし、17-18世紀の社会契約論は、社会的存在としての人間からではなく、私的な欲望や情念と、固有の権利としての自然権をもつ個人から出発して社会を構成して見せた（竹沢（2010）、12頁）。そこに新しさがあった。J. ロールズによる社会契約論の再生以来のリベラルと共同体論との論争も、「人間と社会」というこの論点に関わり、個人に重きを置くと「権利中心の考え方」と言われ、社会に重きを置くと「社会あって個人なし」と言われることになる。
- (26) ハンナ・アレントは、財産と自由は密接に結びついていたと指摘する。法の第一の機能は、自由を保障することではなく、財産を保護することであった。「というのも、自由を保障するのは財産であって、法そのものではなかったからである」。また、「財産といえば自由のことであり、財産権をとりもどすとか擁護するというのは、自由のために闘うということと同じであった」という（アレント（1995）、292-3頁）。
- (27) これはこれで一つの“安全学索隠”の試みと思われる。また議論も社会契約論からではなく、ローマ法あたりからはじめるべきなのかも知れないが、筆者の能力の及ぶところではなく、十分に触れえない。
- (28) かつて、空き巣の罪は強盗より重かった。強盗に対しては家人が反撃する機会があり、空き巣に対してはなかったからである。しかし、個人の自警体制より公共的な治安秩序の維持が中心になると、空き巣と強盗の罪の軽重は逆転した（加藤（1997）、230頁）。
- (29) ただし、つとに知られているように、一般に流布しているピラミッド型の欲求段階図はマズロー自身が描いたものではない。
- (30) 礼節について『荀子』は、次のように述べている。「礼は何くより起るや。曰く、人は生まれながらにして欲あり。欲して得ざれば則ち求めなきこと能わず。求めて度量分界なければ則ち争わざること能わず。争えば則ち乱れ、乱るれば則ち窮す。先王はその乱を悪みしなり。故に礼儀を定めて以てこれを分かち、以て人の欲を養い人の求めを給足し、欲をして必ず物に窮せず物をして必ず欲に屈（つく）さず、両者相持して長養せしむ。是れ礼の起る所なり。（礼の起源はどのような点にあるか？それを論じよう。人間は生まれつき欲望を持っていて、欲望がとげられなければどうしてもそれを追求しないわけにはいかず、追求してそこにきまった範囲の規則分別がなければどうしても争わないわけにはいかない。争いあえば社会は混乱し、結局ゆきづまってしまうことになる。古代の聖王はその社会的混乱を憎んだのである。そこで礼儀すなわち社会規範を制定して分別付け、それによって人々の欲望を養い人々の求めを満足させ、対象物を奪い合ってその不足のために欲望の行き詰まるのが決してなく、欲望を放任した奪い合いのために対象物の尽きてしまうことが決してないようにして、欲望とその対象物とを互いに平均して伸ばすようにしたのである。これが礼の発生した起点である。）」（金谷（1962）、81-3頁）。
- (31) エスカレーターのように自生的ルールに委ねている場合、「右か、左か」で時に混乱が生じる（小澤（2019））。
- (32) 邦題名は『危険社会』となっていた。この訳語が必ずしも適切でないことは訳者たちも理解していた。小熊英二は、「日本型工業化社会の最盛期にあった当時の日本では、雇用や家族の不安定化や、「リスク」という観念が、理解される社会的背景がなかった」と指摘している（小熊（2012）、184頁）。この指摘は、同書の旧訳が1988年に行われたことを踏まえている。
- (33) その後、リスク社会論は、「21世紀に入って以降の、新しい現代社会の全体理論として、世界的に知られている唯一の理論」と評されるまでになる（見田（2018）、120頁）。
- (34) ただし、現在の目だけで歴史を見てはいけない。E.H. カーは「過去は、現在の光に照らして初めて私たちに理解できるものでありますし、過去の光に照らして初めて私たちは現在を良く理解することができるものであります」と、双方向からの視点を強調している（カー（1962）、78頁）。
- (35) これは翻訳者の東廉の要約だが、東は「危険の告発の鋭さに比べると危険に対する処方箋は意外なほど穏健であり常識的であると思われるかも知れない」とする（ベック（1998）、468-9頁）。

【参考文献】

- アラン（1998）『幸福論』（神谷幹夫訳）岩波文庫。
アル＝カリーリ，ジム（2013）『物理パラドックスを
解く』（松浦俊輔訳）ソフトバンククリエイティ
ブ。
アレント，ハンナ（1995）『革命について』（志水速雄
訳）筑摩学芸文庫。
小熊英二（2012）『社会を変えるには』講談社現代新
書。
小澤守（2019）「あなたは右派，左派？」『六甲展望』
501号・502号（2018年12月号・19年1月号）
カー，E.H.(1962)『歴史とは何か』（清水幾太郎訳）
岩波新書。
加藤尚武（1997）『現代倫理学入門』講談社学術文
庫。
金谷治訳注（1962）『荀子（下）』岩波文庫。
齊藤了文（2019）『事故の哲学』講談社。
竹沢尚一郎（2010）『社会とは何か』中公新書。
ハイデガー，マルティン（2003）『存在と時間Ⅱ』（原
佑・渡辺二郎訳）中央公論新社。
ハート，H.L.A.(2014)『法概念 [第3版]』（長谷部
恭男訳）ちくま学芸文庫。
松本三和夫（2012）『構造災』岩波新書。
見田宗介（2018）『現代社会はどこに向かうか』岩波
新書。
村上陽一郎（1998）『安全学』青土社。
プラトン（1967）『ゴルギアス』（加来彰俊訳）岩波文
庫。
ヘーゲル，G.W.F.(2000)『法哲学講義』（長谷川宏
訳）作品社。
ベック，ウルリッヒ（1998）『危険社会』（東廉・伊藤
美登里訳）法政大学出版会。
山之内秀一郎（2005）『なぜ起こる鉄道事故』朝日文
庫。
ローゼンハウス，ジェイソン（2013）『モンティ・ホ
ール問題』（松浦俊輔訳）青土社。
(原稿受付日 2019年8月26日)

